東近江圏域看護・介護キャリアアップ事業実施要領

１　目的

東近江圏域看護職ネットでは、医療機関から在宅療養、さらに看取りまで全世代にわたる医療介護サービス提供時に看護の視点が入り、必要な方に質の高い看護が提供できることを目標としている。

本事業は、管内の専門・認定看護師の活躍により専門知識を学ぶ機会を確保し、入院や在宅・施設での療養や看取りにおける看護の質の向上および看護職間の連携を図る。また、管内の専門・認定看護師による相談や研修を通してキャリアアップを図り、看護・介護の質の向上を図ることを目的とする。

２　実施主体

東近江圏域看護職ネット

３　実施内容

１）専門・認定看護師の情報集約（一覧表作成）による情報提供

各施設の専門・認定看護師の機関、認定の種別、派遣が可能な範囲、窓口等

２）専門・認定看護師活躍による相談・研修依頼の運用

別添フロー図による

（１） 研修依頼の場合、依頼元施設は、開催予定の３か月前までに、研修依頼書(様式１)を看護職ネット事務局に送付する。事務局にて専門・認定看護師が所属する機関とマッチングを行い、依頼先を決定する。

（２） マッチング後は依頼元と依頼先施設が内容を相談し決定する。

日程決定後、依頼元施設は、講師派遣依頼書（看護協会様式６）を看護職ネット事務局に送付し、圏域の他施設にも研修の案内を行う。

また、実施した施設は研修後報告書（様式２）により専門・認定看護師（講師）と事務局に報告する。

（３）相談・同行の場合は、一覧表を参考にして希望する施設が直接依頼する。

相談・同行した専門・認定看護師は後日実績報告書（様式３）により報告する。

３）実績の把握、事業評価

事業の実績を把握し、評価し、必要に応じて見直しを行う

４）実施期間

毎年度４月１日～２月末日まで

５）件数

年間 10 件までとし、１施設最大２件までとする

４　対象

看護職ネット会議メンバーおよび所属する機関、施設、団体

・病院・診療所
・訪問看護ステーション
・市町、保健所
・介護保険施設、事業所
・その他　管内に従事する看護職・介護職等

ただし、構成メンバーから推薦のあった機関についても対象とする

５　その他

要領の改定や実施にあたり必要なことは､東近江圏域看護職ネットコア会議で検討し、必要な場合は東近江圏域看護職ネット会議に諮る。

この要領は、令和５年(2023 年)５月 26 日から開始する
この要領は、令和６年(2024 年)６月 19 日から開始する
この要領は、令和８年(2026 年)７月 29 日から開始する